



ネットトラブルにご注意を！

スマートフォンの普及により、インターネット利用によるトラブルが増えています。
ネット利用は便利ですが、その仕組みをよく理解していないと思わぬトラブルに巻き込まれることがありますので、注意が必要です。

【事例①】
スマートフォンで無料のアドルトサイトを検索し、「18歳以上ですか」という確認画面で「はい」を選んだところ突然登録完了となり12万円の請求画面が出た。慌てて退会のメールを送信したが、登録料を支払わないと退会できないと返事がきた。支払わなければならぬだろうか。

アドバイス①

「無料」と表示し、実際には登録料として料金を請求する悪質なサイトがあります。こうしたトラブルをさけるためにも、興味本位で怪しいサイトにアクセスすることはやめましょう。
また、退会しようとする業者にメールや電話をしたり、料金を支払ったりすることはやめましょう。



【事例②】
身に覚えのない高額なクレジットの請求を受けた。カード会社に問い合わせたところオンラインゲームの料金だとわかった。小学生の子どもが親のスマートフォンを使って無料のオンラインゲームを利用したが、アイテムは有料だと気づかず次々と購入してしまっただけだ。スマートフォンに登録してあったクレジットカードの情報を利用してたようだが、未成年の子どもも利用したもので、支払わなくては行けないのか。

アドバイス②

オンラインゲーム自体は無料でも、ゲーム内で使用するアイテムは有料であることを知らずに、子どもが次々と購入してしまっただけという相談があります。未成年であることと理由に、返金を求めることは難しいので、子どもにもオンラインゲームを利用させる場合には、ゲームの内容や課金の仕組み、利用する機器の機能などを親子で確認しましょう。
また、機器に登録しているクレジットカード情報の管理に注意を払い、子どもが勝手に利用しないようにしましょう。

消費生活センターのご案内

身に覚えのない請求、商品購入や契約に関するトラブルなどでお困りの人は、消費生活相談員が対応しますので、ぜひご相談ください。相談は無料です。

○毎週月・水・木・金曜日（休日を除く）

時間 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

場所 商工観光課（市役所4階）

★商工観光課 ☎1175

○毎週火・金曜日（休日を除く）

時間 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

場所 上里町役場2階産業振興課

★上里町産業振興課 ☎1232

【架空請求メールにはご注意ください】
「無料期間中に登録したサイトの退会処理がされていないので、登録料が発生しています。このままだと身辺調査を行い、しかるべき法的手段をとるようになります。トラブルになる前に当社へご連絡ください。」など、身に覚えのない架空請求メールが届いたときは、業者へ連絡をせず、無視をするようにしましょう。業者はあたかも個人を特定

し、不安をおおるような内容のメールを送ってきますが、メールアドレスから個人を特定することはできません。業者は、数字やアルファベットを組み合わせて作ったアドレスを宛先とし、一斉に大量のメールを送信しています。ですから、業者へ連絡することは、アドレスが存在していることを知らせることになり、かえって個人情報悪用されることもありまますので、ご注意ください。

地震のとき、あなたのお住まいは安全ですか？ ～木造住宅の耐震診断・改修に補助金を交付します～

市では、次のすべての要件を満たす居住者に予算の範囲内で補助金を交付します。
耐震診断・耐震改修の補助金を受けるためには、業者との契約及び工事などを行う前に所定の手続きが必要となります。

①耐震診断補助金交付制度 対象建築物

- ・市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は店舗部分が2分の1未満の併用住宅であること
- ・昭和56年6月1日以降に増改築をしていないこと
- ・地階を除く階数が2以下であること
- ・耐震診断の補助対象者本人又は1親等以内の親族が所有していること

②耐震改修補助金交付制度 対象建築物

- ・耐震診断補助金交付制度の対象建築物に該当した建築物であること

・耐震診断による上部構造評点が1・0未満と診断された建築物であること
補助の対象となる耐震改修
・建築士事務所所属する建築士が耐震改修設計を行うこと

・耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることが確認できるもの
・耐震改修工事の工事監理及び現場検査を建築士事務所所属する建築士が行うこと

補助金額 耐震改修工事に要した費用の15・2%（上限20万円）

①②共通 補助対象者

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している人（居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること）
- ・申請年度の2月末日までに耐震診断の補助金の交付を請求できること

★建築開発課 ☎1140

『ルール守って明るく住マイル』 ～違反建築なくそう運動を実施します～

「ルール守って明るく住マイル」をスローガンに、「違反建築なくそう運動」を埼玉県下一斉に10月8日(木)から23日(金)まで実施します。

この運動は、安心・安全で快適な住まいづくり・街づくりの実現に向けて、埼玉県、市町及び（一社）埼玉建築士会が行います。
また、この一環として法令

建築に関する法令等の説明会

対象 埼玉県民、建築関係者、行政職員ほか
日時 10月21日(水) 午後2時～4時
場所 市役所6階大会議室
内容 建築基準法の改正について

一斉公開建築パトロール

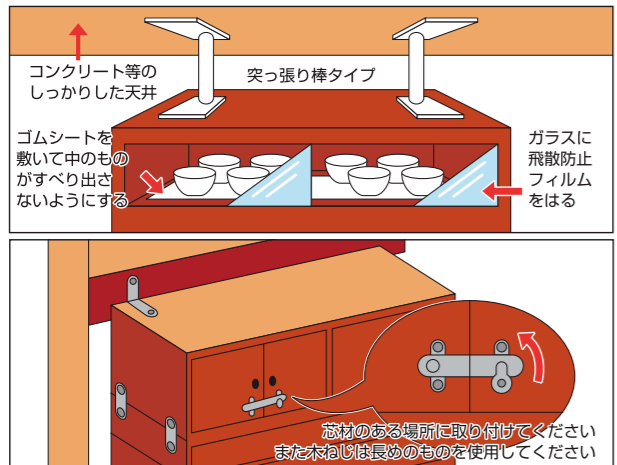
日程 10月20日(火)
場所 市内一円
★埼玉県総合建築安全センター ☎048-533-8776
建築開発課 ☎1140



～地震に備えて何かしていますか？～ 今すぐできる家庭での地震対策を！

阪神淡路大震災では家屋の倒壊や家具の転倒が原因で多くの死者や負傷者がでています。
もし大規模地震が起きた場合、倒れた家具がドアをふさぎ避難や救助の妨げになってしまう恐れもあります。
家具などの転倒防止対策は自分と家族の安全を守るために、自己判断で今すぐできる比較的安価で手軽な地震対策です。ぜひ実践してみてください。

●家具の固定を行いましょう



本庄市地震ハザードマップより

参考 消防庁HP 消防庁家具転倒 <http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html>

★危機管理課 ☎1184、建築開発課 ☎1140